

令和3年度 第5回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和3年8月20日（金） 午後2時30分から午後3時20分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（8名）

（会長）	1番	松本	俊治
（会長職務代理）	2番	庄治	郁夫
（委員）	5番	吉村	修
	6番	川東	弘之
	8番	前田	豊
	9番	大前	有三
	10番	高田	孝
	13番	木下	勝博

【事務局】

（事務局長）小西 昇 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化総括室長）長谷川 賢司

4. 欠席者： 6名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第9号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第10号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【報告第13号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第14号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第15号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件

【報告第16号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後 2 時 3 0 分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
はじめに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今月の本委員会においても、出席委員数を制限することで委員会中の密集を防ぎ、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は 8 名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、5 番 吉村委員と 6 番 川東委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案審議に入ります。
議案第 9 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。
それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第 9 号について説明いたします。
【議案書朗読】
それでは、配付しております資料「農地法第 3 条第 2 項各号の判断基準」をご覧ください。
【資料朗読】
このとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
木下委員、お願いします。
- 木下委員 議案第 9 号についてご説明いたします。
申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請内容は、農地法第 3 条の規定に基づき、農地のまま夫から妻への所有権の移転を行うというものです。譲受人は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、これを許可することとして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないようですので、議案第 9 号につきましては、許可することとします。
続きまして、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 10 号について説明いたします。

【議案書朗読】

本申請地は市街化調整区域ですので、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することになります。それでは資料をご覧ください。

本件については、農地転用許可を得ることなく平成 30 年に転用がされていた事案が発覚したもので、対応を県と協議した上で、土地所有者から聞き取りを行い、早急に申請がなされたものです。なお、申請書には顛末書と、隣接土地所有者及び地元農会長の同意書が添付されております。資料のとおり、申請農地は、500m 以内に公共施設・公益的施設はなく、小規模の農地が存在する「第 2 種農地」に該当します。よって、代替地の検討が必要になりますが、本件には代替地はないため、「立地基準」は満たすものと考えております。また、申請書類等を確認したところ、申請人の資力・信用に問題はなく、周辺農地への影響についても問題ないと判断されます。以上のことから、許可相当と考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

庄治委員、お願いします。

庄治委員 議案第 10 号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、すでに資材置場として利用されていますが、隣接農地への影響もなく、資材置場の設置については、特に問題ないと思われま

す。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の件」の件につきましては、「許可」すべきとの意見書をつけて県知事に進達することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 10 号につきましては、「許可」すべきとの意見をつけて県知事に進達することとします。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第 13 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 13 号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第 14 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第 14 号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第 15 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第 15 号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されており、適正なものとして事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第 16 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第 16 号について説明いたします。
【議案書朗読】
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後 3 時 20 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
